

## 北名古屋市防災用デジタルサイネージ広告掲載事業者募集要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、北名古屋市が管理する北名古屋市防災用デジタルサイネージ（以下「サイネージ」という。）への法人その他の団体又は個人（以下「広告掲載事業者」という。）の募集に関し、北名古屋市広告掲載要綱（平成20年北名古屋市告示第185号。以下「要綱」という。）及び北名古屋市広告掲載基準（平成20年6月25日施行。以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 サイネージは、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、緊急放映に切り替え、市民の生命を守るための目的とする。

2 平時において広告を掲載することにより、市の財源確保及び広告掲載事業者の地域貢献機会を創出することを目的とする。

### (規定の遵守)

第3条 広告掲載事業者は、要綱、基準及びこの要項を遵守し、広告を作成しなければならない。

### (広告の仕様等)

第4条 サイネージの設置場所、掲載する広告の規格、掲載期間及び広告掲載料等は、別添「仕様書」のとおりとする。

### (受付期間及び申込方法)

第5条 広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、次により申し込むものとする。

受付期間	第1次募集／令和8年5月15日（金）午前8時30分から 令和8年6月30日（火）午後5時15分まで （平日のみ） ただし、第1次募集で募集枠が達しない場合は、第2次募集（随時受付）を行う。
------	---

<p>提出先 (郵送可)</p>	<p>〒481-8531 愛知県北名古屋市西之保清水田15番地 北名古屋市役所(西庁舎)2階 危機管理課 <a href="mailto:kiki@city.kitanagoya.lg.jp">kiki@city.kitanagoya.lg.jp</a></p>
<p>提出書類 ※新規申込</p>	<p>1 北名古屋市防災用デジタルサイネージ広告掲載申込書(様式第1)</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 身分証明書(個人事業主)又は商業登記簿全部事項証明書(法人)</p> <p>※ 身分証明書は、市区町村によっては「身元証明」ともいい、被後見人登記や破産宣告の有無を証明するもので、本籍地の市区町村で取得することができます。</p> <p>(2) 納税証明書(市税に未納が無いことの証明)</p> <p>※ 北名古屋市に納税義務がある場合は、納税記録の閲覧に同意していただくことで、提出を省略することができます。</p> <p>(3) 会社概要及び事業実績を示す書類等(任意様式)</p> <p>(4) 広告案(任意様式)</p>
<p>提出書類 ※継続申込</p>	<p>1 北名古屋市防災用デジタルサイネージ広告掲載継続確認書(様式第2)</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 身分証明書(個人事業主)又は商業登記簿全部事項証明書(法人)。ただし、契約締結日以降、その内容に変更があった場合に限る。</p> <p>※ 身分証明書は、市区町村によっては「身元証明」ともいい、被後見人登記や破産宣告の有無を証明するもので、本籍地の市区町村で取得することができます。</p> <p>(2) 納税証明書(市税の未納が無いことの証明)</p> <p>※ 北名古屋市に納税義務がある場合は、納税記録の</p>

	<p>閲覧に同意していただくことで、提出を省略することができます。</p>
注 意 事 項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 要綱及び基準に適合しない者は申し込みできない。</li> <li>2 提出に要する費用は、申込者の負担とする。</li> <li>3 提出書類は返却しない。</li> <li>4 広告の掲載順は指定できない。</li> <li>5 広告データは、掲載開始日の10日前までに電子媒体または電子メールにより提出するものとする。</li> </ol>

(審査及び通知)

第6条 第1次募集において申込者が複数ある場合は、次の順位により広告掲載事業者を決定する。なお、第2次募集は先着順とする。

- (1) 第1順位 継続して広告掲載を希望する者
- (2) 第2順位 本市と災害時協定を締結している者
- (3) 第3順位 会社概要や事業実績が公共的性格を持つ者
- (4) 第4順位 市内に本社又は本店を有する者

2 審査結果は、北名古屋市防災用デジタルサイネージ広告掲載承認・不承認決定通知書(様式第3)により通知する。

3 虚偽の申請その他不適合が判明した場合は、承認後であっても取消しとする。

4 審査内容は公表せず、異議申立ては受け付けない。

(契約書の締結)

第7条 前条第2項の規定により承認を受けた者(以下「広告主」という。)は、契約書を締結する。

2 継続申込により承認を受けた者については、契約書の締結を省略することができる。

(広告掲載料の納入)

第8条 広告主は、市が指定する期日までに広告掲載料を一括して納入しなければならない。

2 納入に要する費用は、広告主の負担とする。

(経費の負担)

第9条 広告の作成及び提出に要する費用は、広告主の負担とする。

(放映の中止)

第10条 市は、広告内容が不適切と認める場合は、掲載を中止することができる。

2 市は、広告内容が申込内容と異なる場合は、広告主に修正を求めることができる。

3 広告主は、掲載を取り下げることができる。

4 前項の場合は、次の期限までに北名古屋市防災用デジタルサイネージ広告掲載取下げ届(様式第4)を提出するものとする。

(1) 単月契約 掲載開始日の10日前まで

(2) 複数月契約 掲載開始日の1箇月前まで

5 広告主の責めに帰すべきものである場合は、掲載料を還付しない。

(広告掲載料の還付)

第11条 市は、広告主の責めに帰すことができない理由により広告掲載ができなかった場合は、未掲載期間に応じて広告掲載料を還付する。

2 前項の規定により還付する広告掲載料の額は、未掲載期間に係る月数に応じて算定するものとし、1箇月未満の期間については、これを1箇月とみなす。

3 還付金には利子を付さない。

(免責)

第12条 市は、次の事項に掲げる事由により、サイネージへの広告掲載ができなかったときは、その責めを負わない。

(1) 天災、停電、故障、保守点検その他市の責めに帰すことのできない事由により、広告の効果を失う期間が、連続して14日を超えないとき。

(2) 災害時において、全国瞬時警報システム等による緊急自動切替又は北名古屋市災害対策本部による避難指示等の緊急放映へ切り替えるとき。

(3) サイネージへの広告掲載のため、一定時間(広告掲載の開始日又は変更日の0時から正午までの間とする。)調整を行うとき。

(4) 第3号に掲げるもののほか、サイネージの運営を、1箇月当たり合計24時間を超えない時間で停止したとき。

2 市は、広告掲載に関して損害賠償を負った場合は、当該損害賠償額は、第8条の規定に基づく年額を超えないものとする。

(苦情等への対応)

第13条 広告主は、広告の内容に関する苦情、事故、その他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意を持って速やかに対応するとともに、市へその顛末を報告するものとする。

(その他)

第14条 要綱、基準及びこの要項に定めるもののほか、必要な事項は市と広告主が協議のうえ別に定める。

附 則

この要項は、令和8年5月15日から施行する。